

京都府有機農業アドバイザー制度の概要について

1 有機農業アドバイザー制度の趣旨

農業改良普及センターに有機農業相談窓口を設置するとともに、先進的な有機農業者を京都府有機農業アドバイザーとして登録し、府内における有機農業の展開に必要な推進体制を整備する。

2 有機農業相談窓口の設置

(1) 役割

- ・ 最寄りの有機農業を目指す農業者等からの相談受付
- ・ 相談内容の確認、相談への対応
- ・ 相談内容に照らして相応しいと考えられる有機農業アドバイザーへの協力依頼

(2) 設置場所

各農業改良普及センター

3 有機農業アドバイザーの登録

(1) 役割

- ・ 有機農業を目指す農業者等に対する助言
- ・ 府が行う有機農業に関する研修会等への協力

(2) 登録基準

- ① 有機 JAS 認定を受けた個別農家（家族経営法人を含む）
- ② 有機農業などを通じて行政機関等と連携した活動実績があること
- ③ 有機農業の推進を必要と考え、その啓発や普及に意欲的であること

(3) 登録方法

市町村の意見を聴いた上で農業改良普及センター所長が推薦

(4) 登録期間

3年（有機 JAS 認定が失効した場合はその日まで）

4 スケジュール

平成26年4月18日要領施行